

県北広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年3月29日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田長内線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市長内町第47地割30番76地先から第46地割1番地先 まで	新	m 99.4~5.0	m 2,810.1
	旧	99.4~5.0	2,810.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年3月29日から同年4月30日まで